

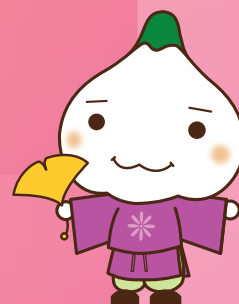
第1期

# 水巻町福祉総合計画

心豊かに 人と人がつながる町 みずまき

(概要版)

令和6年3月  
福岡県水巻町  
Mizumaki Town





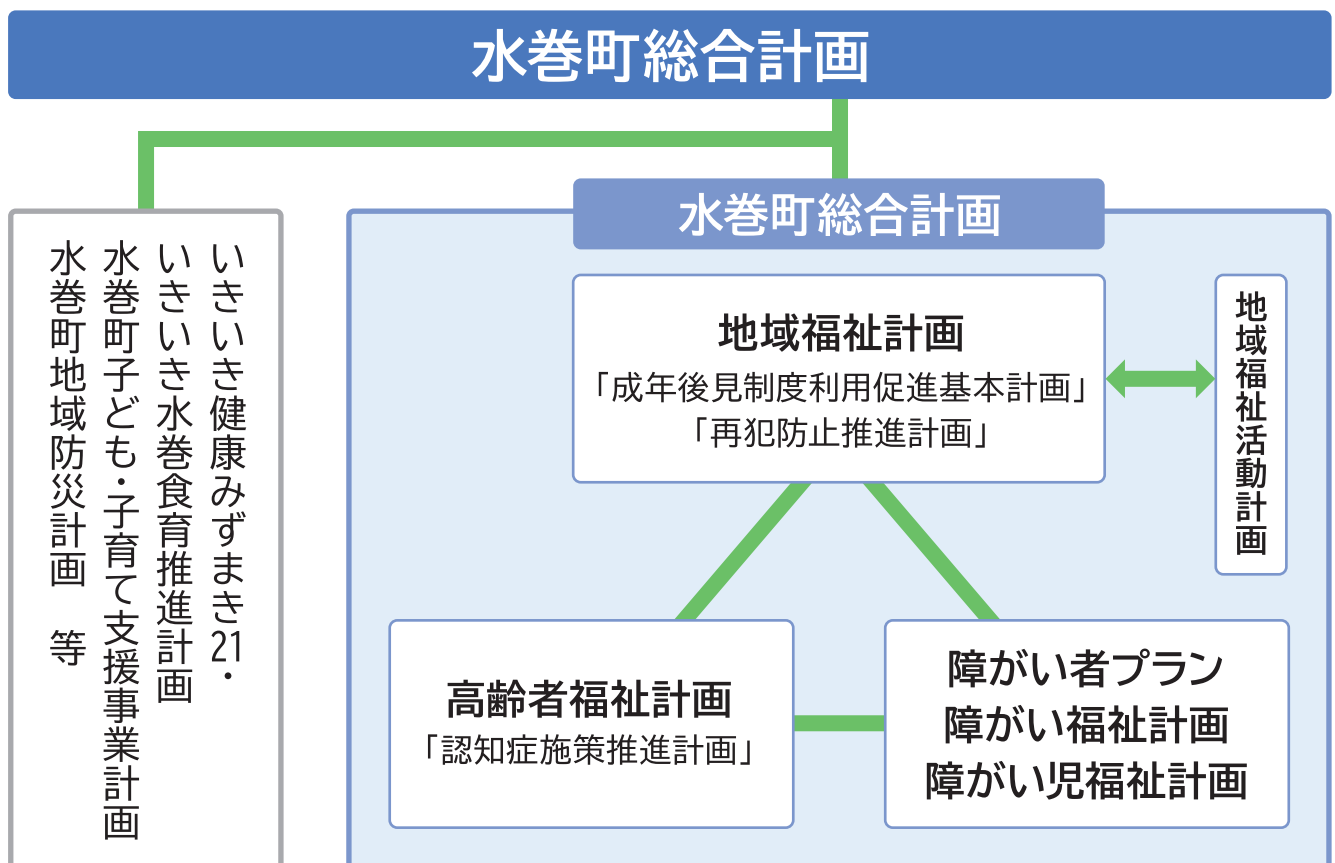
## 福祉総合計画を策定しました!

水巻町(以下、「本町」という。)では、地域課題に対応するため、すべての人がいきいきと暮らすことができるまちづくりに向けて、包括的な支援体制の構築や、地域活動の基盤づくりに努めてきました。

これまでの福祉における現状や課題の整理を踏まえ、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが地域を創っていく「地域共生社会」の実現を目指して、福祉に関連する「第9期水巻町高齢者福祉計画」、「第5期水巻町障がい者プラン」、「第6期水巻町障がい福祉計画・第2期水巻町障がい児福祉計画」、「第1期水巻町成年後見制度利用促進基本計画」の5計画と「地域福祉計画」、「第4次地域福祉活動計画」、「再犯防止推進計画」の3つの計画、新たに法律で努力義務となった「認知症施策推進計画」を加えた「第1期水巻町福祉総合計画(以下、「本計画」という。)」として一体的に策定しました。

各種福祉計画を1つの計画としてまとめることにより、地域での支え合いの取組みをさらに深化・推進させ、本町の福祉施策をより効果的に展開していきます。

### ■本計画と関連計画との相関について



## ■計画期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、高齢者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、3年目に見直しを行うものとします。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11									
総合計画 基本計画	前期基本計画		後期基本計画															
地域福祉計画	<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 20px; border-radius: 10px; display: inline-block;">                     第1期水巻町 福祉総合計画                 </div>																	
地域福祉活動計画										第4次(H31~R5)								
高齢者福祉計画										第9期(R3~R5)								
障がい者プラン										第5期(H31~R5)								
障がい福祉計画										第6期(R3~R5)								
障がい児福祉計画										第2期(R3~R5)								
成年後見制度利用促進基本計画										第1期(R2~R5)								
再犯防止推進計画																		
認知症施策推進計画																		

## 本計画の基本理念

子どもから大人、高齢者まで、異なる世代や障がいの有無、国籍に関わらず、住民一人ひとりの尊厳を尊重し、お互いに認め合い、支え合いながら生活が続けられる地域社会を築いていくことを目指し、本計画においては以下の基本理念を定めました。

心豊かに 人と人がつながる町  
みずまき



## 計画の体系

# 心豊かに 人と人がつながる町 みずまき

## 基本目標1 人・地域のつながりづくり

	施策	取組み	取組みの概要
1	地域コミュニティの形成	地域の活力とつながりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティの形成</li> <li>・交流の場や世代間交流の促進</li> <li>・地域活動参加の場づくり</li> </ul>
2	地域ぐるみでの見守り・支え合い	見守り・支え合い体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り・支え合い活動の充実</li> </ul>
3	地域団体のネットワーク体制の強化	地域連携と情報共有の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体間の連携</li> </ul>



## 基本目標2 福祉・健康の意識づくり

	施策	取組み	取組みの概要
1	福祉に関する情報提供と発信	制度やサービスの周知と適切な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報等による周知</li> <li>・誰にでもわかりやすい情報発信</li> </ul>
2	福祉教育の推進	福祉に関する学びの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉教育の開催</li> <li>・福祉意識の醸成</li> <li>・差別のない地域づくり</li> </ul>
3	福祉人材の確保・育成	福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リーダーの発掘</li> </ul>
		担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の支援</li> <li>・講座や研修会の実施</li> </ul>
4	ボランティア活動の充実	活動充実に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の助成と情報発信</li> </ul>
5	地域での介護予防・健康づくり	生涯元気に暮らすための健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・健康づくりの意識づけ</li> <li>・生涯健康でいるための取組みの推進</li> </ul>

## 基本目標3 安全・安心の環境づくり

	施策	取組み	取組みの概要
1	緊急時・災害時に備えた体制の整備	平常時の支援体制の整備	・住民の防災意識の向上 ・避難行動要支援者の把握
		緊急時・災害時の支援体制の強化	・適切な情報発信・避難所運営 ・災害時の連携体制の構築
2	認知症になっても安心なまちづくり	認知症への理解促進	・認知症への理解・予防 ・サポーターの養成
		認知症高齢者等への支援体制の充実	・サポーターの活動の場づくり ・認知症対策の体制整備 ・認知症を支える人への支援
3	安全・安心に暮らせる環境整備	地域の実情に応じた整備	・交通安全の意識づくり ・バリアフリー
		防犯対策の推進	・犯罪防止の推進



## 基本目標4 誰一人取り残さない仕組みづくり

	施策	取組み	取組みの概要
1	相談支援体制の充実	相談機関の体制づくり	・ニーズに対応した窓口の充実 ・各種センターの利活用
2	全町的な連携体制の構築	関係機関・団体との連携体制の構築	・重層的支援体制の構築の検討 ・障がいのある人の包括的な支援
3	権利擁護支援の強化	成年後見制度の利用支援	・相談体制の充実・普及啓発の推進 ・成年後見制度利用支援事業の充実
		地域連携ネットワークの強化	・地域連携ネットワークの充実 ・成年後見人等の確保と市民後見人の育成
		虐待やDV被害の防止・早期発見	・虐待・DVに関する普及啓発 ・虐待・DV対応・関係機関との連携 ・虐待・DVの再発防止
		再犯防止の推進	・罪を犯した人への支援

## 基本目標5 自立を支える支援体制づくり

	施策	取組み	取組みの概要
1	高齢者への支援	高齢者が自分らしく暮らす環境整備	・住環境の整備 ・在宅医療介護連携の推進
2	障がいのある人への支援	障がいのある人が自分らしく暮らす生活支援・環境整備	・日常生活の支援 ・障がい者雇用の拡充 ・コミュニケーション支援
		障がい児への支援	・療育支援 ・障がい児保育・教育の推進
3	社会的に弱い立場の人を支える支援	住民が自分らしく暮らすための環境整備	・生活困窮者・社会的弱者の早期発見 ・社会的弱者の自立支援 ・子育て支援の充実



# 基本目標1 人・地域のつながりづくり

## 地域コミュニティの形成

### 《今後の町の方向性》

住民一人ひとりが、自分らしく生活できる場所となるよう、地域の生活支援組織を支援し、世代間交流等の住民同士の交流機会の充実を図ります。また、交流の場への参加促進のため、地域内の資源や施設を活用し、住民が気軽に参加できる生涯学習やスポーツなどに意欲的に取り組む機会と環境を整備します。

1

### 《住民が取り組むこと》

- 積極的にあいさつや声かけを行い、近隣の人と関わりをもちます。
- 地域の様々な活動に関心を持ち、積極的に参加します。

### 《地域・団体が取り組むこと》

- 世代間交流や障がいのある人など、誰もが参加しやすい生きがいづくりに取り組みます。
- 近隣や身近な人と地域での福祉活動について話し合う機会を設けます。

## 地域ぐるみでの見守り・支え合い

### 《今後の町の方向性》

高齢者や障がいのある人、支援が必要な人への見守り・支え合い活動を通じて、地域共生社会の理念を推進し、地域に住む誰もが共に暮らせる環境を整備します。



2

### 《住民が取り組むこと》

- 近所の人にあいさつや声かけを行います。
- 困ったことがあれば家族や周りに相談します。

### 《地域・団体が取り組むこと》

- 住民と連携しながら、地域の見守りや支え合い活動に参加します。
- 見守りネットワークの取組みを進め、地域内の見守り体制の充実を図ります。

## 地域団体のネットワーク体制の強化

### 《今後の町の方向性》

複雑化・多様化する地域課題や生活課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、既存の協議体やネットワークを活用し、関連機関や団体との連携を深めます。

住民・団体・行政間での定期的な会議や情報交換の場を整備し、地域の生活課題やニーズの把握につなげます。

3

### 《住民が取り組むこと》

- 地域の活動団体やその活動内容に関心を持ち、積極的に参加します。
- 地域の活動団体の活動内容などの情報を積極的に取得する機会を増やします。

### 《地域・団体が取り組むこと》

- 地域の活動団体と情報共有しながら、地域との関わり方について考え、連携・協力しながら地域福祉を推進します。
- 関係者間の連携会議等に参加し、それぞれの取組みや地域課題等を共有します。

## 基本目標2 福祉・健康の意識づくり

### 福祉に関する情報提供と発信

《今後の町の方向性》

高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉に関する住民への情報提供に取組みます。また、住民層に合わせて情報提供手段を多様化させるとともに、オンラインとオフラインの両方で情報提供を行い、誰もが情報にアクセスできるように整備を進めます。

1

《住民が取組むこと》

- 町や社会福祉協議会の広報紙・ホームページ・回覧版などを確認し、制度や福祉サービスについて、正しく理解します。

《地域・団体が取組むこと》

- 町や社会福祉協議会が発信する情報を隣近所で共有します。

### 福祉教育の推進

《今後の町の方向性》

地域における人権意識の醸成と互いに思いやり助け合う「福祉の心」を根付かせるため、担当課や地域団体と連携して福祉教育を推進します。また、「地域福祉」の考えが住民に浸透するよう取組みます。

2

《住民が取組むこと》

- 地域づくりに関する講座や講演会に積極的に参加します。

《地域・団体が取組むこと》

- 福祉や地域に関する研修や講座に参加します。

### 福祉人材の確保・育成

《今後の町の方向性》

支え合いのまちづくりに向けて、福祉活動の魅力を伝える機会を提供し、地域活動に携わる人材の確保を積極的に進めます。人材の育成にあたっては、様々な層に焦点をあて、技術習得のための支援や活動しやすい環境の整備を行います。

3

《住民が取組むこと》

- 一人ひとりが地域の担い手という意識をもち、できるところから活動に取組みます。

《地域・団体が取組むこと》

- 福祉分野への専門的な教育や研修機会を提供し、質の高い人材の養成を支援します。

### ボランティア活動の充実

《今後の町の方向性》

地域のボランティア活動を推進するために、地域のニーズを把握し、ボランティア団体との連携を強化するとともに、ボランティア活動の情報共有を通じて認知度向上を図り、新たなボランティアの確保を目指します。

4

《住民が取組むこと》

- 地域のボランティア活動を体験し、ボランティアの魅力を地域の人に広めます。

《地域・団体が取組むこと》

- 住民がボランティア活動に参加しやすくなるよう、地域・団体間での情報交換や発信を行います。

### 地域での介護予防・健康づくり

《今後の町の方向性》

高齢期の健康の維持・増進と活力の向上を目指し、健康や介護予防に関する正しい知識の普及や、継続的な健康づくりへの取組みを行います。

5

《住民が取組むこと》

- 地域の介護・重症化予防、健康づくりに関する取組みに積極的に参加します。

《地域・団体が取組むこと》

- 地域で呼びかけ、各地区で行う介護・重症化予防、健康づくりに関する取組みへの参加を促します。

## 基本目標3 安全・安心の環境づくり



### 緊急時・災害時に備えた体制の整備

#### 《今後の町の方向性》

緊急時・災害時に対応できるよう、災害時の自助(自分自身の安全確保)や互助・共助(近隣住民との協力)の重要性を啓発し、住民の防災意識の醸成に努めるほか、災害時に避難者や災害時要支援者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を迅速に行える体制の構築に向けて、避難所の整備や地域との連携強化、地域防災計画の見直し等を行います。

1

#### 《住民が取り組むこと》

- 防災マップを活用して、地域における危険な場所や避難所を把握します。
- 緊急・災害などが発生した場合は、自分の身の安全を守ります。

#### 《地域・団体が取り組むこと》

- 災害時の迅速な支援に繋がることを理解し、支え合う関係づくりを進めます。
- 一人暮らしの高齢者や避難行動要支援者の把握をします。

### 認知症になっても安心なまちづくり

#### 《今後の町の方向性》

認知症は誰もがなりうる病気であり、住民へ認知症に対する啓発と認知症のリスク要因を減少させるための適切な生活習慣を呼びかけます。認知症バリアフリーの推進や医療・介護・福祉の協力など、多面的なアプローチを通じて、地域全体で認知症を支える環境を整備します。

2

#### 《住民が取り組むこと》

- 認知症について理解を深めます。
- 早めにかかりつけ医や各種相談窓口にご相談します。

#### 《地域・団体が取り組むこと》

- 地域の中で困っている認知症の人やその家族を把握します。
- 地域で困っている本人や家族に相談窓口などを案内します。

### 安全・安心に暮らせる環境整備

#### 《今後の町の方向性》

既存の公共施設や町道、またこれから整備する生活道路や歩道、公共施設などにおいて、誰もが利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインを取入れ、改修・設営を進め、すべての住民が安心して地域で暮らし続けられる環境づくりを目指します。

安全・安心な地域づくりにおいては、地域コミュニティや関係機関・団体等との連携を通じて地域内の協力体制を強化し、より安心で支え合いのある地域を目指します。

3

#### 《住民が取り組むこと》

- 買い物などの際は近所で声を掛け合うなど、移動に困っている人を支えます。
- 地域の現状や対策に関する情報を入手し、防犯に努めます。

#### 《地域・団体が取り組むこと》

- 事業者と連携し、買い物支援や移動支援等の仕組みづくりに取り組みます。
- 非行防止や犯罪防止のために「社会を明るくする運動」を推進します。



## 基本目標4 誰一人取り残さない仕組みづくり

### 相談支援体制の充実

#### 《今後の町の方向性》

相談体制の仕組みを強化し、さらに各種センター・制度及びサービスを充実させる取組みを進めます。また、異なるニーズに対応できる専門的な支援の提供や、悩みや課題を抱えていても相談ができない人に向けて、連携したアウトリーチ型の相談体制の整備に取り組むことで、地域のすべての住民が安心して生活できる環境づくりを行います。

1

#### 《住民が取組むこと》

- 一人で問題を抱えず、各種相談窓口にご相談します。
- 相談を受けたときは、民生委員・児童委員や専門機関などの相談窓口にご連絡します。

#### 《地域・団体が取組むこと》

- 活動や交流の機会を通じて、各種センターのサービスや制度について情報発信します。
- 困っている人の相談にのり、必要に応じて関係機関へつなげます。

### 全町的な連携体制の構築

#### 《今後の町の方向性》

介護、育児、ひきこもりの問題など、地域の多様な課題に対応し、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に取り組む重層的支援体制の構築に向けた検討を行っていくほか、多様な主体がそれぞれの役割を發揮して、まちづくりに取り組む仕組みづくりを支援します。

2

#### 《住民が取組むこと》

- 地域全体の支え合いの仕組みについて関心を持ちます。
- 困りごとや課題について関係機関や団体に意見を伝えます。

#### 《地域・団体が取組むこと》

- 福祉に携わる各団体や事業所で交流し、情報交換を行います。
- 団体同士の連携を強化するために、積極的に交流に努めます。

### 権利擁護支援の強化

#### 《今後の町の方向性》

成年後見制度をはじめとした、権利擁護に関する各種制度の周知や利用の円滑化を図るとともに、相談支援体制の充実に取組みます。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化に向け、中核機関を中心に成年後見制度の適正な利用を促進します。社会福祉協議会とともに、さらなる成年後見制度の利用促進、法人後見体制の整備、市民後見人の育成支援について取組みを進め、支援の充実を図ります。

3

#### 《住民が取組むこと》

- 成年後見制度の利用が必要な場合、積極的に情報を収集し、制度を利用します。
- 虐待やDVを受けている人を発見した場合は、すぐに関係機関に通報します。

#### 《地域・団体が取組むこと》

- 権利擁護センターと連携し、成年後見制度の周知に努めます。
- 権利擁護を必要とする人の相談にのり、行政や専門機関の相談窓口及び支援につなげます。

## 基本目標5 自立を支える支援体制づくり

### 高齢者への支援

#### 《今後の町の方向性》

高齢者が要介護状態になっても地域生活ができるよう、在宅での生活における様々な場面において医療・介護・福祉の関係者が情報共有や連携・調整を行い、切れ目のない支援ができる環境づくりを図ります。

また、ケアマネジャーや医療・介護従事者など関係者の技術向上と支援体制の確立に向けて取組みます。

1

#### 《住民が取組むこと》

- 地域で困っている高齢者を見かけたら、積極的に手助けをします。

#### 《地域・団体が取組むこと》

- 在宅サービスを受けている人や介護している人を見守り、支援します。

### 障がいのある人への支援

#### 《今後の町の方向性》

障がい福祉サービス事業所と連携し、障がいの特性や一人ひとりのニーズや実態に応じたサービスの充実と利用促進を図ります。また、子どもの可能性を最大限に発揮できるよう、保育・教育関係者の資質向上と環境整備に注力し、個別の状況に合わせた適切な支援を提供します。地域全体で多様なニーズに応える包括的な支援体制を構築し、障がいのある人と子どもが自立した生活を送ることができるよう支援します。

2

#### 《住民が取組むこと》

- シンボルマークやヘルプマークを知り、身につけている人を見つけたら、必要に応じて手助けします。
- 障がい福祉に関する制度やサービスを知り、町や関係機関に相談します。

#### 《地域・団体が取組むこと》

- 障がいのある人やその家族のニーズに合わせたサービスを提供し、自立と社会参加を支援します。
- 障がい児とその家族が情報交換や隣近所のつながりができるよう、交流の場や機会を提供します。

### 社会的に弱い立場の人を支える支援

#### 《今後の町の方向性》

地域社会における多様な生活課題や生活困難者の増加に対処するため、個々のニーズを適切に把握し、サービスを利用しやすい体制の整備に取り組めます。また、生活に困難や生きづらさを感じている人に対しても、適切な支援が提供されるように制度改善を進め、地域のすべての住民が尊重され、自立した生活を営むことができるよう取組みます。

3

#### 《住民が取組むこと》

- 困りごと、心配ごとができた場合、一人で抱えず相談します。
- 生活課題の解決につながる制度やサービスを知り、積極的に利用します。

#### 《地域・団体が取組むこと》

- 当事者の声を聞き、相談窓口やサービスの利用につなげます。
- 困難を抱えている人やDV・虐待に気づき、必要な支援につなげるとともに、地域で見守ります。

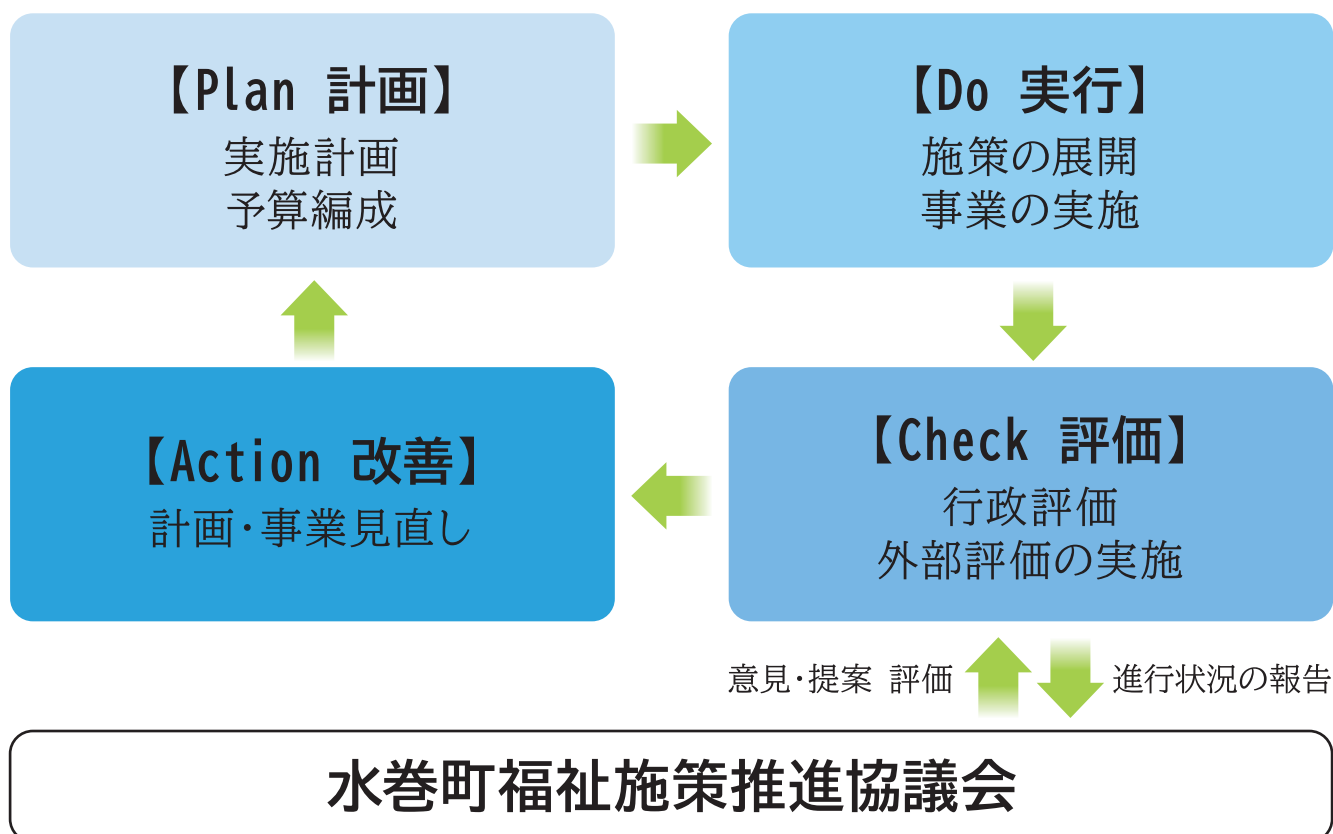
## 🍂 協働による計画の推進体制 🍂

本計画は福祉に関わる計画が合わさり、本町の福祉施策を分野横断的に推進するものとして策定しています。本計画を推進するためには、行政のみならず、住民、関係団体、社会福祉協議会、関係機関など、福祉に関わるすべての主体がそれぞれの役割を果たしながら、協力し合い、連携することが必要です。

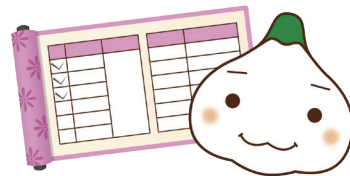
本計画においては地域づくり課・福祉課を主体として、庁内関係課・係との横断的な連携と、水巻町福祉施策推進協議会を始めとした地域団体や関係機関との連携強化を図り、地域共生社会の実現に向けて、自助・互助・共助・公助が重層的に組み合わさりながら福祉施策を推進します。

## 🍂 計画の点検・評価の方針 🍂

本計画に定める各取組みについて、毎年度実績を把握し、福祉施策等の動向や水巻町福祉施策推進協議会の意見を踏まえた上で、PDCAサイクル※「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」のプロセスを用いて計画の進捗状況の点検、中間評価を行います。計画の進捗状況を点検・評価し、福祉に関する事業を定期的に把握・整理を行い、計画の推進や事業の改善につなげます。



## 数值目標



本計画においては、実行性のあるものとするために、住民アンケートの結果から、以下の通り数値目標を設定します。

項目	現状値 (令和4年)	目標値 (令和11年)
・地域に人と人とのつながりがあり、共に支え合い助け合う体制がある (「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計)	30.9%	35.0%
・住民が生きがいをもって安心して生活できる環境が整っている (「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計)	29.6%	35.0%
・高齢者や障がい者、生活困窮者など支援が必要な人に対して、適切な支援が提供されている (「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計)	26.5%	30.0%

### 第1期水巻町福祉総合計画(概要版)

令和6年3月

水巻町

水巻町頃末北一丁目1番1号  
電話番号(代表):093-201-4321

水巻町社会福祉協議会

水巻町頃末南三丁目11番1号  
電話番号:093-202-3700